

(公印省略)

3住計第1622号  
令和4年2月16日

福岡県建設業協同組合理事長 殿

福岡県建築都市部住宅計画課長  
(住環境整備係)

長期優良住宅認定申請の適正な実施について

平素より本県の長期優良住宅認定業務の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請は、工事に着手する前に行う必要がありますが、県内において申請前に工事に着手する事案が発生いたしました。このことは長期優良住宅制度の運用に対する信頼を損なうものであります。貴団体におかれましては、長期優良住宅制度の適正な運用のため、認定の申請は工事に着手する前に行う必要があることを貴団体の会員に改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

また、福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第13条第1項に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書の提出の際には、工事監理報告書等の添付を求めているところですが、令和4年2月20日以降に当報告書を提出する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写しの添付も求めることとしておりますので、併せて周知いただきますよう、お願いいたします。

○問い合わせ

福岡県建築都市部住宅計画課  
住環境整備係

TEL: 092-643-3734

Mail: jukankyo@pref.fukuoka.lg.jp